全国商工新聞　付録　　昭和 26 年 11 月 17 日第 3 種郵便物認可

きもつき民商 ニュースレター

2021 年 3 月 19 日号

Tel：0994-40-6646　Fax：0994-40-6647

■【新型コロナ】協力金・給付金制度など支援情報について

※事務局へのご相談は、感染防止の為、必ず事前予約をお願いします。

●事業継続緊急支援金（県）　上限 20 万円　※3 月 31 日まで

	鹿児島市，薩摩川内市，霧島市，鹿屋市，奄美市	左以外の市町村
飲食店	事業収入：70%以上減少 支援金額：上限20万円 ※営業時間が21時までの施設については，右記と同じ支援	事業収入：70%以上減少 支援金額：上限30万円（＋10万円の拡充） 事業収入：50%以上減少 支援金額：上限20万円（＋20万円の拡充）
飲食店の直接取引先 タクシー 運転代行 宿泊業 旅行業 貸切バス レンタカー	事業収入：70%以上減少 支援金額：上限30万円（＋10万円の拡充） 事業収入：50%以上減少 支援金額：上限20万円（＋20万円の拡充）	
その他	事業収入：70%以上減少 支援金額：上限20万円	

●緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（国）　5/31 まで

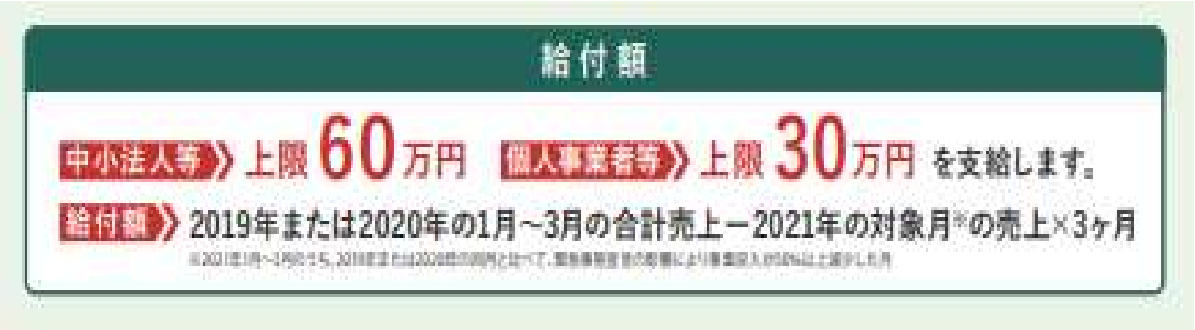

裏面へ続く

●新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金（県）

１店舗あたり５６万円　※３月３１日まで

県の要請に応じ，１月２５日（月）から２月７日（日）まで全ての期間，営業時間の短縮に協力した，対象要件を満たす飲食店

●鹿屋市緊急経営支援金　法人２０万円、個人事業主１０万円

※業種により加算金あり　申請期限：５月３１日まで

令和２年12月から令和３年２月までの３か月間のうち任意の１か月の売上金額が、前年同月と比較して 20%以上の割合で減少していること。

【資金繰り支援】

●新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金〈県中小企業融資制度〉　※３月３１日まで保証機関申込

売上が１５％以上減少した中小企業者や５％以上減少した個人事業主が利用できます。（融資限度額６，０００万円）、 ３年間は実質無利子

●その他、税金や社会保険料などの猶予等の各種支援制度もありますので、事務局までお問い合わせください。

民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。
営利を目的とせず、中小業者の働く権利を勝ちとる運動をすすめる、最低限必要な経費を会費によってまかなっています。会費の 15 日納入にご協力下さい。